

松山駅周辺まちづくり審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、松山駅周辺まちづくり審議会条例（平成24年条例第47号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、松山駅周辺まちづくり審議会（以下「審議会」という。）を代表する。

3 副会長は、委員のうちから会長が任命する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第4条 専門分科会は、会長の指名する委員（以下この条において「分科会員」という。）をもって組織する。

2 専門分科会に分科会長を置き、分科会員の互選により定める。

3 分科会長は、専門分科会の事務を掌理し、その調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

4 分科会長に事故があるときは、分科会長があらかじめ指名する分科会員が、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、松山駅周辺整備課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。